

平成25年度 輸送の安全に関する公表（軌道事業）

1 安全方針

- (1) 常に安全意識を高く持ち、お客様の安全の確保を最優先します。
- (2) 関係法令等決められたルールを遵守します。
- (3) 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します。

2 行動規範

- (1) 安全の確保は輸送の生命である。
- (2) 規定の遵守は安全の基礎である。
- (3) 執務の厳正は安全の要件である。
- (4) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- (5) 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保する。
- (6) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

3 平成25年度安全重点施策

- (1) 基本動作・確認呼称を励行し、重大事故及びインシデントを発生させません。
- (2) 係員、車両及び施設に起因する輸送障害を発生させません。
- (3) 輸送の安全を確保するため、常に健康状態を把握し、健康意識の高揚に努めます。

4 平成25年度安全重点施策の達成状況

- (1) 安全確保の意識を高く持ち厳正な執務を行った結果、重大事故及びインシデントの発生はなく、目標を達成しました。
- (2) 係員相互間での研修を充実したことで、係員、車両及び施設に起因する輸送障害はありませんでした。
- (3) 健康管理に関する注意喚起を行ったことで、職員の意識高揚が図られ、目標を達成しました。

5 事故等に関する情報

(1) 軌道運転事故

過去5年間の軌道運転事故の発生件数と死傷者数の推移					
年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
事故件数	2件	4件	2件	4件	0件
死傷者	1人	6人	2人	2人	0人
うち死者	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 輸送障害

発生はありませんでした。

(3) 電気事故

発生はありませんでした。

(4) 災害（地震や暴風雨、豪雪等）

災害による運転の休止はありませんでした。

(5) インシデント（事故の兆候）

発生はありませんでした。

6 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材対策

(ア) 運輸係

	研修名等	期間	受講者数
1	春の全国交通安全運動について (接客・接遇及び事故防止について)	4月8日～10日	92人
2	新任運転士研修（平成25年4月1日採用者） (添乗教育、指導・乗務研修)	5月14日	8人
3	動力車操縦者技能教育 (停止位置・速度観測・速度制限・距離目測)	5月16日～17日	15人
		7月24日～25日	14人
		1月16日～17日	8人
4	非常の場合の措置について 車両火災について・鉄道テロ対策について	5月27日～29日	91人
5	年末年始の輸送等に関する安全総点検について (マニュアル確認及び接客・接遇、事故防止について)	12月10日～12日	93人
6	非常の場合の措置訓練 乗客の安全確保のための通報・連絡指示体制の点検・ 訓練及び脱線復旧訓練	1月9日	4人

(イ) 車両係

	研修名等	期間	受講者数
1	職員研修（春の全国交通安全運動によせて）	4月8日～10日	12人
2	車両係新人研修	4月2日～25日	2人
3	非常の場合の措置（車両火災）について	5月27日～29日	11人
4	車輪踏面状態の適切な管理について	6月12日	16人
5	芝刈装置・芝刈作業について	10月29日	4人
6	車両係員に対する保安情報の伝達	10月31日	15人

7	年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施等について	12月10日～12日	19人
8	脱線復旧訓練・レッカー車取扱研修（新人研修含む）	12月19日	17人
9	電車車輪研磨後の数値について	12月27日	14人
10	年末年始の輸送等に関する安全総点検「非常の場合の措置訓練」	1月9日	17人

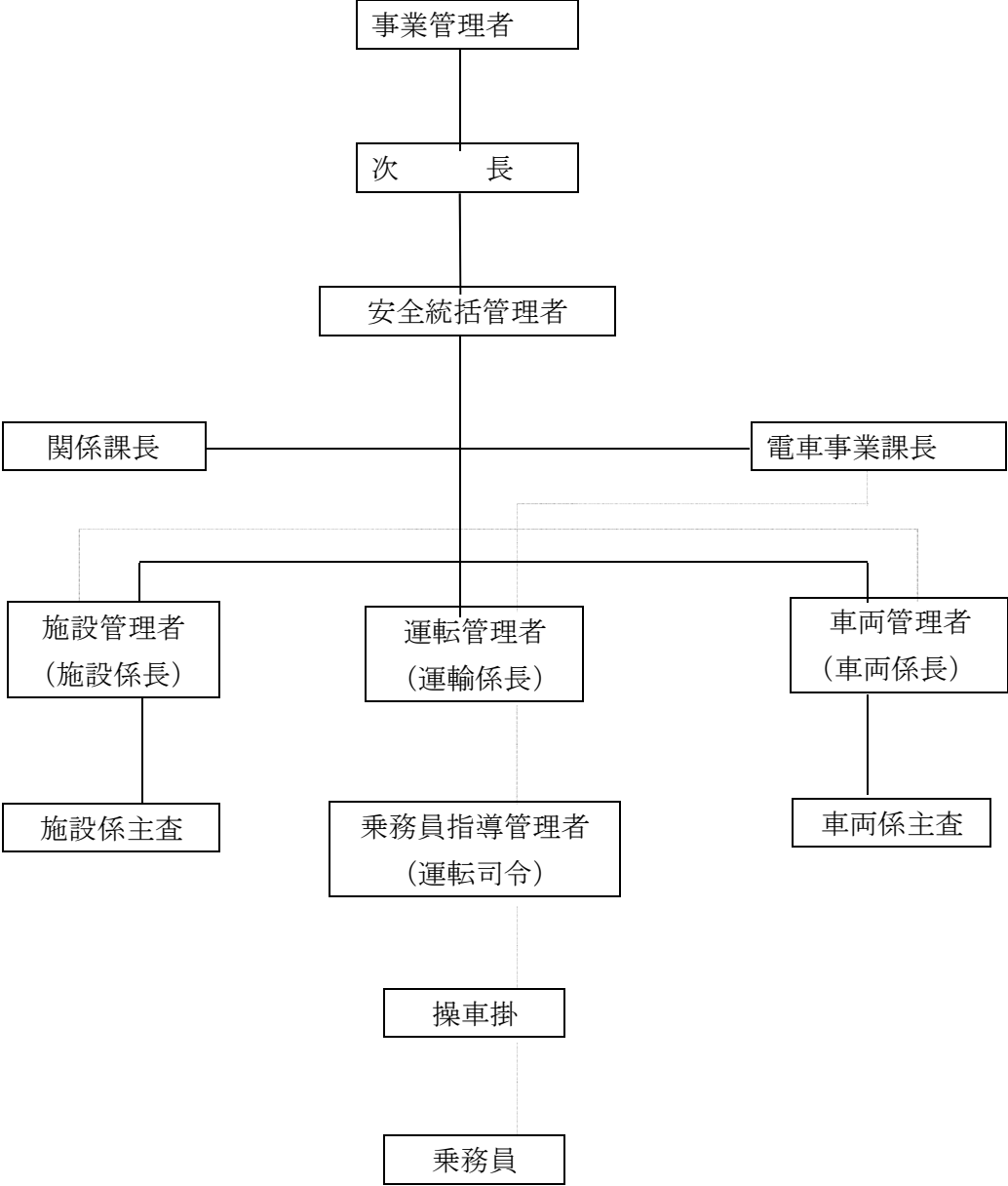
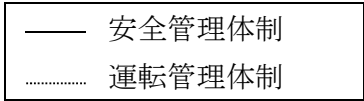
(ウ) 施設係

	研 修 名 等	期 間	受講者数
1	春の全国交通安全運動について	4月8日～10日	12人
2	整備心得に対する教育 軌道施設の保守管理、検査に対する教育	5月9日、13日	14人
3	新任職員習熟度確認研修	10月22日	架線1人
4	年末年始の輸送等に関する安全総点検について	12月10日～12日	15人
5	電気主任技術者実務研修を受講しての講習	12月11日～12日	架線7人
6	線路見張りに対する教育 線路内作業時における係員の人身事故傷害事故防止に対する教育	12月18日～19日	14人
7	非常の場合の措置訓練（脱線復旧訓練）	1月9日	7人

(2) 施設対策

- ・ 軌道改良を行いました。（滑川交差点、水族館口交差点）
- ・ 電車線の全ての可動ブラケットの点検を行い、腐食箇所は順次交換を行いました。
- ・ 谷山シーサス分岐器の枕木腐食に伴い、枕木交換を行いました。

7 鹿児島市交通局電車安全管理規程で定める安全管理体制



8 各責任者の責務（鉄道事業法施行規則第36条の10第2号の情報）

役 職	責 務
事業管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責務を負う。
次長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事及び財務に関する事項を統括する。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
電車事業課長	輸送、施設及び車両の業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転士の資質の保持その他運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
施設管理者	安全統括管理者の下、施設に関する事項を統括する。
車両管理者	安全統括管理者の下、車両に関する事項を統括する。